

松江市農地維持のための機械等導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市農地維持のための機械等導入支援事業費補助金については、「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業費補助金交付要綱（令和7年3月31日付け農第1357号島根県知事通知）、及び松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 認定農業者 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）

第12条第1項の農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。

(2) 地域計画 法第19条第1項の農業経営基盤の強化の促進に関する計画をいう。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市農地維持のための機械等導入支援事業費補助金
補助金交付の目的	「地域計画」を推進するため、同計画に位置付けられた「地域内の農業を担う者」等が行う機械等導入を支援し、農地の維持を図ることを目的とする。
補助金交付の対象である事業の内容	1 担い手等による農地維持のための機械等整備支援事業 地域の話し合い・合意（地域計画）に基づいて、認定農業者等が農地集積や受託作業により地域の農地を維持するために必要な土地利用型作物に係る機械・施設等の整備 2 中規模農業者による農地維持のための機械等整備支援事業 地域の農地維持に向けて、担い手以外で5年以内に最低1ha（中山間地域は0.8ha）拡大し、5ha以上の中規模的な耕作を計画する農業者の水稻経営に係る機械等の整備 3 小規模農業者による農地維持のための機械等整備支援事業

	経営面積の合計が 1.5ha 以上となる 3 人以上の農業者グループで、農地維持のために必要となる農業用機械等の導入に係る経費
補助対象経費	次に掲げる事業の区分ごとに定める経費とする。 (1) 担い手等による農地維持のための機械等整備支援事業 ア 農地集積や受託作業により地域の農地を維持するために必要な機械・施設等 イ 地域の担い手が広域で農地を引き受けやすくしていくための取組（畦畔管理等負担軽減等）に要する機械等 ウ 機械施設のうち、農林水産業生産活動の範囲以外にも共用できるものも補助対象とできるものとする。既存の施設・機械の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（以下、「更新」という。）も補助対象とできるものとする。 (2) 中規模農業者による農地維持のための機械等整備支援事業 ア 水稻経営に係る機械等 (3) 小規模農業者による農地維持のための機械等整備支援事業 ア 農地を維持するために必要となる農業用機械等の導入経費 イ 更新も補助対象とできるものとする。
交付の率又は金額	次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額(1,000 円未満切捨て)とする。 (1) 担い手等による農地維持のための機械等整備支援事業 補助対象経費の 3 分の 1 の額とし、1 事業実施主体当たり 400 万円（通算）を上限とする。ただし、担い手不在集落を含む場合は、補助対象経費の 2 分の 1 の額とし、1 事業実施主体当たり 600 万円（通算）を上限とする。 (2) 中規模農業者による農地維持のための機械等整備支援事業 補助対象経費の 3 分の 1 の額とし、1 事業実施主体当たり 333 万 3 千円（通算）を上限とする。 (3) 小規模農業者による農地維持のための機械等整備支援事業 補助対象経費の 3 分の 1 の額とし、1 事業実施主体当たり 1,500 千円（通算）を上限とする。下限事業費は 1 機械等当たり 100 千円とする。

補助事業者の範囲	次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。 (1) 担い手等による農地維持のための機械等整備支援事業 「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業費補助金交付要綱別表 2「事業実施主体」の要件を満たすもの。 (2) 中規模農業者による農地維持のための機械等整備支援事業 「地域農業の維持・発展」に向けた担い手の確保・育成支援事業費補助金交付要綱別表 4「事業実施主体」の要件を満たすもの。 (3) 小規模農業者による農地維持のための機械等整備支援事業 地域計画に位置付けられた 3 人以上の農業者グループで経営面積合計が 1.5ha 以上となり、営農地区に土地利用型の認定農業者等が当該申請者以外に 3 経営体以上いないこと。
終期	令和 8 年 3 月 31 日

(募集の手続き)

第 4 条 松江市農地維持のための機械等導入支援事業費補助金のうち小規模農業者による農地維持のための機械等整備支援事業の補助金の交付を受けようとする者に対し、事前に募集の手続きをするものとする。

(雑則)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。